

土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額
の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

御注意

(2)(1)この表には、次の場合を除いて添付してください。
「直接建物を間接に譲渡した場合の区分計算」を実額配賦法によつた場合の計算明細書

譲渡資産等の明細	土地の譲渡等の該当規定		1	[措法第62条の3第2項第1号 該当] [措法第68条の68第2項第1号 該当]	[措法第62条の3第2項第1号 該当] [措法第68条の68第2項第1号 該当]				
	譲渡等に係る資産の取得年月日		2	.	.				
	同上の資産が土地等である場合		3						
	面積		4	平方メートル	平方メートル				
譲渡等の年月日		5	平 . .	平 . .					
土地の譲渡等による収益の額		6		円	円				
譲渡資産等に係る連結納税の開始若しくは連続納税への加入又は適格株式交換等に伴う時価評価損益	時価評価益	7							
	時価評価損	8							
土地の譲渡等による収益の額に対応する原価の額 (40の②)		9							
直接又は間接に要した経費の額の計算	負債利子	10年前の事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までの保有期間に係る負債利子 (28の④) × 6 %	10						
	上記以外の保有期間内の日を含む事業年度又は連結事業年度	法定の負債利子 (41) × 6 %	11						
		実績による負債利子	12						
		計 (10) + (11) 又は ((10) + (12))	13						
販売一般管理費及び費	販売一般管理費	10年前の事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までの保有期間に係る販売費及び一般管理費 (28の④) × 4 %	14						
	上記以外の保有期間内の日を含む事業年度又は連結事業年度	法定の販売費及び一般管理費 (41) × 4 %	15						
		実績による販売費及び一般管理費	16						
		計 (14) + (15) 又は ((14) + (16))	17						
	直接又は間接に要した経費の額	(13) + (17)	18						
土地譲渡利益金額 ((6) + (7) - (9) - (18)) 又は ((6) - (8) - (9) - (18))		19							
圧縮額等の損金算入額		20							
差引土地譲渡利益金額 (19) - (19) と (20) のうち少ない金額)		21							
特別勘定等の益金算入額		22							
課税土地譲渡利益金額 (21) + (22)		23							
課税土地譲渡利益金額の合計額		24							
(24)のうち	平成8年1月1日前の課税額	25							
	平成8年1月1日以後の課税額	26							
土地譲渡税 (25) × 10% + (26) × 5%		27							
譲渡資産等の帳簿価額の累計額の計算									
10又開で 年は始の 前連の保 の結日有 事事業前間 年年日度ま	区分	保有期間	10年前の事業年度又は 連結事業年度開始の日 の前日の帳簿価額	保有期間の 月数の合計	② × ③	保有期間	10年前の事業年度又は 連結事業年度開始の日 の前日の帳簿価額	保有期間の 月数の合計	② × ③
	①	②	③	④	④	①	②	③	④
上記以外の 保有期間内 の日を含む 事業年度又 は連結事 業年度	28	：	円	12	円	：	円	12	円
	区分	事業年度又は 連結事業年度	期末又は譲渡 直前の帳簿価額	当期の保有 期間の月数	② × ③	事業年度又は 連結事業年度	期末又は譲渡 直前の帳簿価額	当期の保有 期間の月数	② × ③
	①	②	③	④	④	①	②	③	④
	29	：	円	12	円	：	円	12	円
	30	：	12			：	12		
	31	：	12			：	12		
	32	：	12			：	12		
	33	：	12			：	12		
	34	：	12			：	12		
	35	：	12			：	12		
	36	：	12			：	12		
	37	：	12			：	12		
	38	：	12			：	12		
	39	：	12			：	12		
	40	：	12			：	12		
	41	計				計			

別表三（二）の記載の仕方

この明細書は、平成10年改正措置法附則第20条第1項（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）、平成10年改正措置法令附則第17条第1項（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）、平成10年改正前の措置法第62条の3第1項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）、平成8年改正前の措置法第62条の3第1項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）又は平成8年改正措置法附則第15条第1項後段（土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）の規定により法人税が課さ

れる土地等の譲渡利益金額及び税額を計算する場合に記載します。

連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

なお、平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間にされた土地の譲渡等については、措置法第62条の3又は第68条の68の規定を適用しないこととされています。